# 類型3) スポーツ団体の具体的業務運営に問題がある場合 ~内 部ルール違反、代表選手選考問題

#### <事例>

あるスポーツ団体の選手選考委員会は、国際大会の出場者として、春の大会で 2 位に入 賞し、秋の大会で優勝した選手ではなく、春の大会のみに参加して優勝した別の選手を指定 しました(なお、選考基準は選手に知らされていません)。代表から漏れた選手はこの結果に 納得がいかず、選考が不公正な方法で行われたのではないかと考えています。

選手選考委員会は、どのように選手選考を行うべきだったのでしょうか。

# ◆ 対応のポイント

選手選考委員会は、あらかじめ具体的な選考基準を定め、その内容を事前に選手らに周知する必要があります。上記事案では選考基準が知らされていない、という点については問題があったといえるでしょう。不選考の理由について選手から問合せがあれば、誠意をもってその説明に応じることも求められます。

また、選手が利用できる、選考に対する不服申立手続を整備することも必要でしょう。

## ◆ コンプライアンス強化のための実践案

### (1) 適正な代表選手選考体制の確立

#### ① 選考基準の設定 ~代表選手選考の重大性

オリンピック・パラリンピックや世界選手権のような国際大会に出場することは、これまで競技を続けてきた選手にとっての夢であり、そのための代表選手選考は、当該選手のみならず、国民にとっても関心の高い事項となっています。また、国際大会への代表選考権限はスポーツ団体、特に中央競技団体に独占的に委ねられた権限であり、権威ある大会にどの選手を出場させるかという選択には、大きな意義と責任が伴います。それにもかかわらず、代表選手選考にあたっての具体的かつ公平な基準が存在しないと、特定の者の考え方に基づく恣意的な選考が行われるなど、選手の夢である国際大会への出場が不当な手段で奪われるおそれがあります。また、代表選考が不正な方法で行われることで、選手の意欲を削ぐだけでなく、選考を行ったスポーツ団体への信頼が低下し、そのスポーツの振興を損なうことにもなりかねません。

したがって、代表選手選考は、公平で透明性の高い方法によって公正に実施されることが 不可欠です。

#### ② 具体的かつ公平な選考基準の決定

代表選手の選考を委ねられたスポーツ団体は、まず選考人数(スポーツ団体において派遣設定基準を別途定め、当該基準に達しない場合には派遣枠が余っている場合でも当該大会に派遣しない場合も含みます。)、選考期間、選考の方法、その他選考において考慮すべき要素(対象となる選手の資格や範囲、選考対象となる大会における成績・記録の指標等)を明確にした選考基準を定めることになります。その際には、基準として掲げた要素が適切かどうか、選考方法に客観性・合理性があるかどうかを十分に検討し、必要に応じて弁護士等の第三者からも意見を求め、より公平かつ公正な選考基準となるよう配慮する必要があります。また、スポーツ団体内のアスリート委員会から意見を求める等、選考基準の策定過程において選手の意見も考慮することで、選考方法の公平性・客観性を高めることも考えられます。

点数制の競技やチーム競技等では、タイム等を競う他の競技と比べ、具体的な選考基準の設定が困難であるため、評価者の裁量が必然的に広くなる傾向があります。このような競技であっても、選考における説明責任を果たすため、考慮すべき要素や考慮の方法を具体

的に規定するなどして、偏った判断が行われる余地をできる限り排除することが求められます。

なお、スポーツ団体では、代表選考の前提として強化指定選手を選考し、当該強化指定選手の中から代表選手を選考する旨を定めている場合があります。この場合、当該強化指定選手に選考されなければ代表選手にも選考されないことになりますので、強化指定選手の選考に関しても、選考において考慮すべき要素を明確にした基準を定めるべきです。

## ③ 選考基準の周知

設定した選考基準は、あらかじめ配布するなどして選手やコーチ、監督など関係者に周知するとともに、基準に修正や変更があればすみやかに伝達し、選手やコーチ、監督など関係者の十分な理解を得る必要があります。その際には、選考基準をスポーツ団体のウェブサイト上で公開するべきでしょう。選考基準が事前に選手に知らされないと、代表選手選考に対する不信感や不満を招きかねません。

### ④ 選考手続・選考理由の広報

実際の選考手続では、評価の客観性を保つために、利害関係のない第三者を選考プロセスに関与させることも考えられます。公平な選考基準が設定されていても、その判断がスポーツ団体内部の一部有力者のみに委ねられていては、選考の客観性に疑いが生じかねないからです。

選手選考が国民的な関心事項となっている現在、選考を委ねられたスポーツ団体の説明 責任もますます増大しています。選考結果の公表と同時に、選考手続や選考の理由について、広報を通じて積極的に説明を行うことも、このような説明責任の一内容といえます。また、不選考となった選手やコーチ、所属団体から問合せがあれば、誠意をもって選考理由を説明することも大切です。

#### ⑤ 不服申立手続の設置

選考結果に関して紛争が生じたときのために、選考過程を見直すことのできるプロセスとしての不服申立手続を設けることが考えられます。このような手続を整備するには、スポーツ団体内部に関連規程を制定し、当該団体と利害関係のない第三者を関与させ、手続の客観性を保つなどの配慮をすることが重要です。

## (2) 内部ルール遵守に関するコンプライアンス教育の実施

代表選手選考は、単に国際大会への出場選手を決定するものではなく、その後の監督、コーチの人事や役職員の人事、予算措置にも大きな影響を及ぼす事項であり、スポーツ団体内で大きなトラブルになる事項です。このような大きな影響力を有する事項であるからこそ、スポーツ団体の役職員については、代表選手選考について十分に理解を深めておく必要があります。

## ◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- 37ページ「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン(2)法令遵守」<sup>31</sup>
- 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」32
- 45 ページ「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (1) コンプライアンス推進組織の設置」<sup>33</sup>
- 63 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築 | 34
- 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ 団体役職員向け「組織マネジメント」のコンプライアンス教育の実施 (35

## ◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- 91 ページ 「3 NF の具体的業務運営に関するフェアプレーガイドライン (2) 運営ルールの整備 (36)
- 125 ページ 「5 NF の懲罰、紛争解決に関するフェアプレーガイドライン (1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築」<sup>37</sup>
- 148 ページ 「6 NF の情報公開に関するフェアプレーガイドライン (1) ホームページ
  等による情報提供 1<sup>38</sup>

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\_02\_04.pdf

http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\_02\_04.pdf

<sup>33</sup> http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\_02\_05.pdf

<sup>34</sup> http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\_02\_05.pdf

http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\_02\_06.pdf

http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\_02\_06.pdf

http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\_02\_08.pdf

<sup>38</sup> http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\_02\_09.pdf